

# 第16回新潟市景観審議会

日 時 平成21年3月27日（金）午前10時から  
会 場 新潟市役所本庁舎 本館6階 議会第4委員会室

---

## 次 第

---

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 議 事
  - (1) 審議会会長選出
  - (2) 信濃川沿岸地区のきめ細やかなルールについて
  - (3) その他
- 4 報告事項
- 5 事務連絡
- 6 閉 会

## 第 9 期新潟市景観審議会委員名簿

(任期：平成 20 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日まで)

### 知識経験を有する者

新潟大学名誉教授	小 磯	稔
新潟大学名誉教授	大 熊	孝
新潟大学工学部教授	西 村	伸 也
新潟大学工学部准教授	黒 野	弘 靖
日本ユニバーサルカラープランナー協会	高 松	智 子
NPO 法人まちづくり学校	安 田	文 子
弁護士（新潟県弁護士会）	伊 藤	宏
(社) 大学女性協会新潟支部	吉 谷	美知子

### 関係団体の役職員

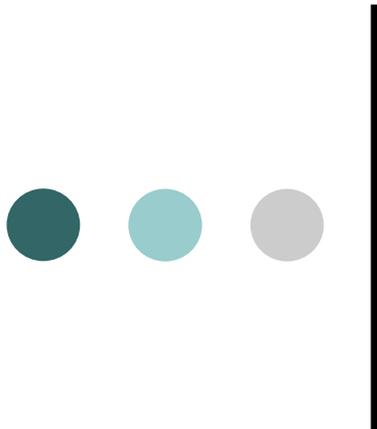
(社) 新潟市建設業協会副会長	小 田	等
(社) 新潟県建築士会新潟支部	山 本	恵 子
新潟県広告美術業協同組合理事長	加 藤	紘 一
(社) 新潟市造園建設業協会理事長	川 崎	弘
(財) 新潟市開発公社	中 野	繁 子

### 関係行政機関の職員

国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課長	細 萱	英 也
国土交通省北陸地方整備局港湾空港部港湾計画課長	佐々木	規 雄
新潟県新潟地域振興局地域整備部長	山 森	和 敏

### 市民

公募	本 間	友 吉
公募	保 坂	芳 樹
公募	山ノ下	堅 一
公募	高 取	サト子



# 第16回

# 新潟市景観審議会

日時：平成21年3月27日（金）

午前10時から

会場：新潟市役所本庁舎本館6階

議会第4委員会室

## 議事(2)

# 信濃川沿岸地区の きめ細やかなルールについて



# 1 信濃川沿岸地区の概要

新潟市の都心部にありながら

- ・水辺の魅力を  
有した開放的な空間
- ・市民の憩いの場
- ・自然を感じられる空間
- ・みなとまちを  
感じられる空間
- ・重要文化財「萬代橋」  
のある空間



『水辺と田園が光る四季美しいまち・にいがた』（景観計画）  
を象徴する空間

## ○良好な景観形成に関する方針(景観計画)

優れた景観を「まもり」「そだて」

さらに、新しい優れた景観を「つくり」、それらを「つたえる」  
必要がある。



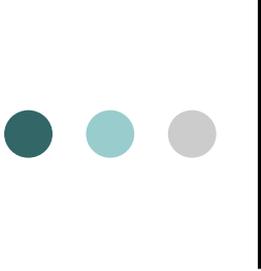
景観を市民共有の財産と捉え、

市民、事業者、市がそれぞれの責務を

正しく認識するとともに

その役割を果たし、一体となって進める必要がある。





## 2 これまでの 景観行政の取り組み

平成4年4月 【都市景観条例】施行



平成5年3月 【都市景観形成基本計画】策定

河川景観の施策の方向

「河川沿いに景観に配慮した建築物等の  
整備を図る。」



平成5年6月 【大規模な建築行為等の届出】運用開始

景観へ配慮した建築物等への誘導



平成15年頃から

周辺から突出する高さの計画

・高さを抑えるよう指導・協議

↓  
・数値基準 } なし  
・法的強制力 }

↓  
・計画が固まった段階での協議

・高さの低減に応じてもらえず





平成18年7月 **【景観ガイドライン】**

趣旨：指導の一貫性，継続性，根拠  
景観法制度移行までの間の  
暫定的処置

信濃川：高さ「周辺からの突出感を  
なくすため50m以下とすること」



平成19年4月 **【景観法に基づく景観計画】**運用開始

景観ガイドライン→景観形成基準  
「長大な壁面を避ける」などの基準を追加  
法的強制力（変更命令・勧告・公表）の強化

### 3 現在の課題

#### 景観行政として

現状 景観法移行後，高さ50mを超える計画なし

- ・最低の制限である高さ50mという基準が  
信濃川らしい空間づくりに影響を与えていないか？
- ・届出段階では計画は固まっており，  
十分な協議ができていないのではないか？



## 市のまちづくりとして

現状 良好な市街地環境の形成に向けて

総合設計，助成金制度などを適用

・市として「まちづくり」という視点で

総合的に考えてきただろうか？

・影響の大きい事業について

市民と一緒に考える仕組みが必要ではないか？

周辺に与える影響が大きい建築物については，事業計画が固まる前から協議し，市民意見の反映が可能で，「まちづくり」として総合的に良質な資産とすることのできる制度が必要である。

# 4 よりきめ細やかなルール(案)

景観法の届出

新しいルール(案)

時期 工事着手30日以上前

計画が固まる前

対象 高さ15m超  
又は1000m<sup>2</sup>超

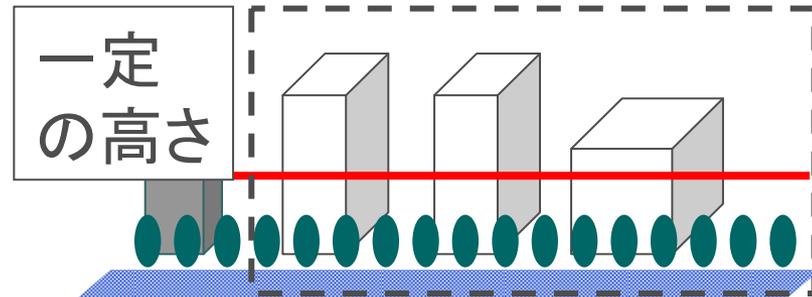
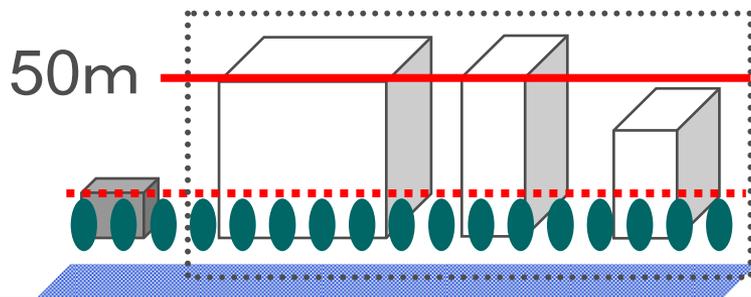
信濃川の開放的な空間に  
影響がある高さ以上

主体 事業者・  
専門家(景観AD)・市

事業者・市民・  
専門家(まちづくり全般)・市

内容 形態・意匠・外構・植栽等

良質な資産とする為の協議



## ■どのように協議を進めるのか？

早期の届出



届出内容の公開



事業者・市民・専門家・行政  
の対等な立場での協議



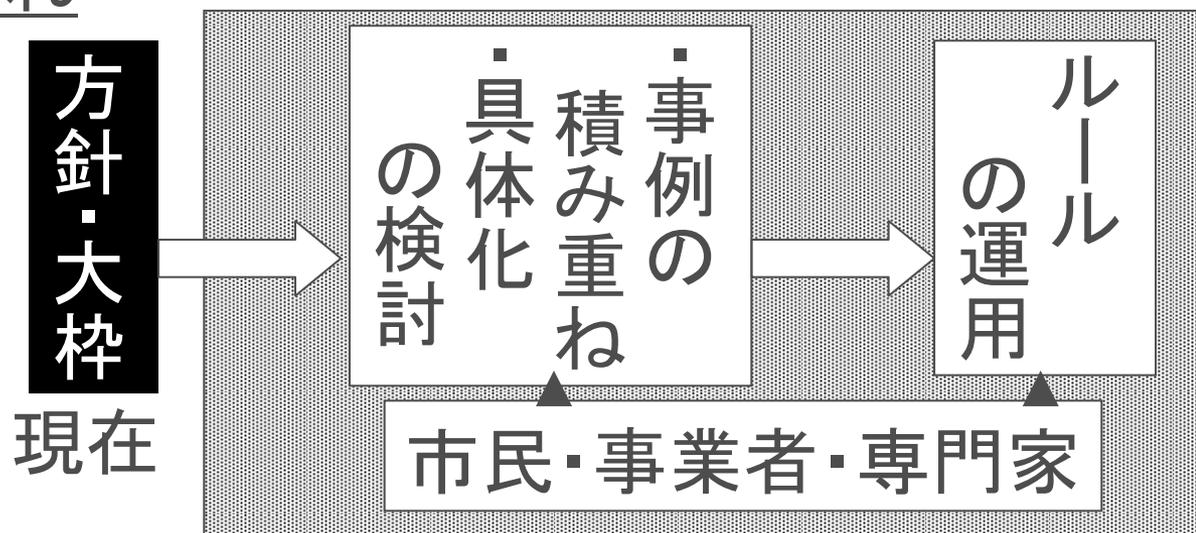
## ■協議の内容をどうするか？

「まちづくりに関して幅広く」協議

⇒ただし、あらかじめ基準を明示しておく必要もある。

# 5 今後について

## 今後の流れ



## ルールを具体化するための課題

・「事業が成り立つルールづくり」

- ①具体的にどのような段階から届出・協議を行うか
- ②協議の場をどのように設けるか
- ③新しいルールをどのように実行するか